

●香川県告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成20年3月31日をもって、坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀